

提供資料の管理情報

提供日	抄録・参照版作成日
2026.12.22	2026.12.22
原資料の作成目的	保存経路・提供範囲
参加する地方公共団体と委託先へ、共同調整事務の範囲と個別の判断主体を案内する。	共同調整事業の取決めと事務分担表に基づく公開案内。個別の契約権限を新設する通知ではない。
掲載元：広域公共事業調整局	公開資料
CO-G-25-0401-01	

共同調整事業の職務分担・資料確認の手順

政策推進、監察および各契約主体の役割を区分した手順案内です。

原資料作成日	2025.04.01
原資料作成者	広域公共事業調整局 事務統括担当
文書番号	CO-G-25-0401-01

広域公共事業調整局は、複数地方公共団体の共同事業について、事業条件、資料提出および運営情報の照会を調整する事務部門である。2025年度の共同調整費と確認業務の委託は、参加主体が承認した予算・契約の範囲で執行する。対象は取決めの開始後に承認した支出とし、開始前の精算や参加者の私的契約を共同調整費へ含めない。

政策推進室は、共通条件案の取りまとめ、参加主体への推薦、事業者からの提案受領を行う。条件の推薦と、個別契約の締結、支払、採択決定は別の行為とする。各共同事業の契約主体は、自らの決定権限と審査手続に従って判断する。

監察担当は、局の調整業務と当該委託・助成記録について、原資料の所在、提出内容、判断経過の照会を行い、事務統括担当および関係する契約主体へ結果を報告する。刑事捜査、逮捕、司法判断、他社の文書の直接改訂を行う権限は持たない。

民間共同事業の移行判定や、施設所有者の資料保全判断は、それぞれの判断主体に残る。局が提案書を受領したこと、監察が資料を照会したことを、当該事業の実施承認や性能の確認に代えて使用しない。

職務と判断主体

担当	扱う事務	判断の限界
政策推進室	共通条件案・提案受領・推薦	個別の契約成立・支払を代行しない

担当	扱う事務	判断の限界
監察担当	局の判断経過と関連記録の照会・報告	刑事捜査・司法判断をしない
各共同事業の契約主体	採択・契約・支払・再審査	当該主体の権限と契約の範囲
原資料保有者・民間審査主体	原資料の保存と自らの事業判断	局への受領登録だけで権限を移さない

現在の参照情報

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

- 共同運営基盤の採択条件案 ↗
- 資料確認の実施範囲・担当指定 ↗

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内:<https://coord.piveh.com/about-this-site/>